

5月18日(月)から

(仮称)花畑広場(旧産業文化会館跡)の使用受付を開始します!

イベント開催や物販、パフォーマンスなどに使用できます。

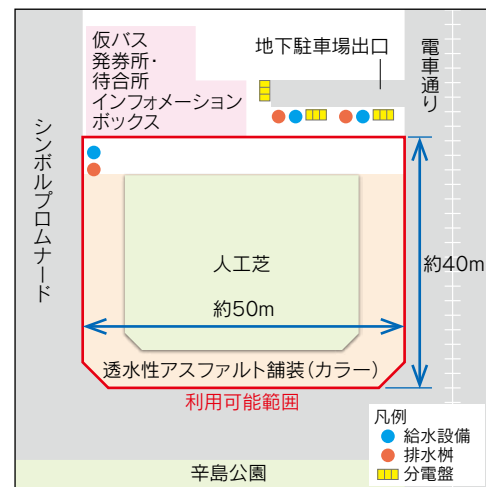
主な使用条件

- 使用開始予定日：6月27日(土)
 - 専用使用による利用時間：午前9時～午後9時(準備や物品の搬入・搬出のために使用する時間は除く)
 - 使用料金：全面使用の場合 約8万円(市民主催の場合など減免制度があります。ただし、物品の販売その他これらに類する行為などがある場合を除きます。)
 - 専用使用の範囲：全面(約2,000㎡)または一部(ただし500㎡以上)
 - 連続使用可能日数：7日間
- ※広場での禁止行為など、その他詳細についてはお問合せください。

申込み手続き

5月18日から所定の申請書に企画書などを添えて持参で都心活性推進課(市役所本庁舎9階)へ
 受付期間：使用予定日の6月前の日を含む月の初日から1月前まで(ただし土・日・祝日は除く)
 ※電話による仮予約も可能です。
 ※中心市街地の活性化に寄与するかなど審査し、使用許可を判断します。
 詳しくは、都心活性推進課(☎328-2537)へ。

(仮称)花畑広場暫定整備予定平面図



※電気容量は限りがありますので必要に応じて発電機をご用意ください。

委員募集

熊本市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営について、意見をいただく委員を募集します。

- 任期 2年(年に2回程度協議会開催予定)
 対象 市内に住む20歳以上の熊本市国民健康保険の被保険者の方
 定員 2人(書類による選考後、面接により決定)
 申込み 5月1日～21日までに、「国民健康保険について」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、持参か郵送またはメール(kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp)〒860-8601国保年金課(☎328-2290)へ

児童館運営審議会

児童館の運営について意見をいただく委員を募集します。

- 任期 委嘱日から2年以内
 対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上で、本市のほかの審議会などの委員になっていない方
 定員 2人(面接による選考)
 申込み 5月29日までに、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、持参か郵送またはメール(seishounenikusei@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601青少年育成課(☎328-2277)へ

熊本市住宅審議会

今後の本市の住宅政策のあり方について検討する委員を募集します。

- 任期 委嘱日から2年以内
 対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方
 定員 2人(書類・面接による選考)
 申込み 6月1日までに郵送またはメール(kenchikukeikaku@city.kumamoto.lg.jp)で「共に支え合い長く住み継ぎ人が集うくまもとの住まい・まちづくりの実現に向けて必要なこと」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて〒860-8601建築計画課(☎328-2438)へ

熊本市歯科保健推進協議会

歯科保健の推進について協議する委員を募集します。

- 任期 委嘱日から平成29年3月31日まで
 対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方
 定員 2人(小論文・面接による選考)
 申込み 5月15日までに持参か郵送またはメール(kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp)で「歯と口腔の健康づくりについて思うこと」をテーマに800字以内にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて〒860-8601健康づくり推進課(☎328-2145)へ

熊本市生物多様性地域戦略(仮称)検討委員会

本市の生物多様性の保全と持続可能な利活用をするための基本計画の策定を検討する委員を募集します。

- 任期 1年(委嘱日から平成28年3月まで)
 対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方
 定員 2人(書類・面接による選考)
 申込み 5月25日までに持参か郵送またはメール(kankyokyousei@city.kumamoto.lg.jp)で「生物多様性を守るためにわたしたちができること」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を書いて〒860-8601環境共生課(☎328-2352)へ

パブリックコメント募集

マイナンバー制度導入に伴う個人住民税に関する税務事務に係る特定個人情報保護評価書(素案)

担当課：課税管理課(☎328-2195)
 提出先：5月13日～6月12日までに郵送かファクス(324-1474)またはメール(kazeikanri@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601課税管理課へ

マイナンバー制度導入に伴う国民年金関係事務に係る特定個人情報保護評価書(素案)

担当課：国保年金課(☎328-2290)
 提出先：5月13日～6月12日までに郵送かファクス(324-0004)またはメール(kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601国保年金課へ

マイナンバー制度導入に伴う介護保険事務に係る特定個人情報保護評価書(素案)

担当課：高齢介護福祉課(☎328-2347)
 提出先：5月13日～6月12日までに郵送かファクス(327-0855)またはメール(koureikaigofukushi@city.kumamoto.lg.jp)で高齢介護福祉課へ

素案の閲覧期間：5月13日～6月12日

素案の閲覧場所：担当課、市政情報プラザ(市庁舎1階)、区役所(中央区を除く)、総合出張所、出張所、中央・五福まちづくり交流室、地域コミュニティセンター、ウエルパルクまもと、くまもと森都心プラザ市民サービスコーナー並びに市ホームページで閲覧できます。